

第 4 3 9 回 ( 定 例 ) 福 崎 町 議 会 会 議 録

平 成 2 3 年 6 月 2 1 日 ( 火 )

午 前 9 時 3 0 分 開 会

1 . 平 成 2 3 年 6 月 2 1 日、第 4 3 9 回 ( 定 例 ) 福 崎 町 議 会 は、福 崎 町 役 場 に 招 集 さ れ た。

1 . 出 席 議 員 1 5 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	広 岡 史 郎
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
		1 5 番	高 井 國 年
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1 . 欠 席 議 員 ( な し )

1 . 事 務 局 よ り 出 席 し た 職 員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1 . 説 明 の た め 出 席 し た 職 員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

1 . 議 事 日 程

第 1 一 般 質 問

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

1 . 開 会 及 び 開 議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は15名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日 程 第 1 一 般 質 問

議 長 それでは日程により、一般質問を始めてまいります。

1 番目の通告者は、福永繁一君であります。

1．東日本大震災に直面し、町の耐震化等の見直しについて

2．ゲリラ豪雨による土砂流出について

3．不法投棄について

4．町消防団の操法の夜間練習場について

以上、福永議員どうぞ。

福永繁一議員 皆さんおはようございます。

議席番号6番の福永繁一です。議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災により、多くの尊い命が失われました。大変悲痛な思いでもあり、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

このような状態の中、救援活動を展開されておられる関係者各位のご協力に対し、心から敬意を表するものであります。

今、国難とも言うべき非常事態を乗り越えるために、被災地への支援はもとより、復興、復旧に向けて取り組んでいかなければならないと思います。

当町においても、遠野市への救援物資を支援されました。今回の震災において文部科学省では、5年以内に学校施設をすべて耐震化する、また避難場所の設備の完備等を推進するとのことです。県では、安全・安心の地域づくりを推進するためにも、耐震化された施設等の再度見直しをしなければならないと報告もされております。

嶋田町長は、いのちとくらしを守り、安全・安心のまちづくりを推進され、学校施設等において耐震化に取り組んでおられます。今年度には田原幼稚園が竣工予定であり、予算も無事通りました。

さて、このたびの震災で文部科学省では、5年以内に学校施設を耐震化する。また避難所、例えば大規模な体育館等ではありますが、その設備管理を推進することです。

ここで学校施設の耐震化の整備計画について、お尋ねいたします。学校設備関係で建てかえ等を考えておられることはありますでしょうか。お伺いいたします。

学校教育課長 学校における耐震化については、田原小学校の体育館を除き、すべて福崎町では終わっております。田原小学校の体育館については、耐力度不足の結果が報告されており、危険改築するものとしております。引き続き建設に向けては、町長部局へ要望してまいりたいと思います。

福永繁一議員 私がお尋ねしたのは、建てかえる必要がある学校施設があるのでしょうかということをお尋ねしたと思うんですが、その件について、すみませんがもう一度答弁をお願いいたします。

学校教育課長 今のところございません。

福永繁一議員 それでは、ないということなんですが、今、課長の答弁に出ましたように、耐震化の改修工事をしなくてはいけない設備があるのかどうか。もう一度すみませんがお願いいたします。

学校教育課長 耐震化に向けた設備ということではありますが、現行法での設備の耐震化については、このたびのもの、また、過去のものについては、まだ耐震化がなされていない部分もございます。それを現段階で整備していくということについては、今のところは考えられませんが、将来の課題と考えております。

福永繁一議員 今、私言いましたように、文部科学省では5年以内に耐震化するということを報告されております。それまで耐震化工事をしないでそのままほっておくわけで

すか。お伺いしたいと思います。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、文部科学省では2015年度までに耐震化を完了させる方針を決定し、同時に災害発生時の避難所としての機能強化が必要であるとしておりますが、機能強化についてはこれから検討するというものであります。現段階では文科省の補助制度もございませんので、法整備を含めて、国、県等の状況を見なければならぬと考えております。

福永繁一議員 今、子どもたちが置かれている環境を考えますと、今の答弁では保護者が怒られる言葉だと思っておりますが、今、政府が言われていることを忠実に遂行する。予算がないからとか、そういう問題もあるかもしれませんが、政府の指導のもとで学校関係も対策を講じてほしいなと思っております。私、現在の耐震化の基準に沿って、東中、体育館、福崎小学校等を見に行ったわけですが、今の耐震化で政府がよく言います「想定外の事故」だというふうなことにもなり得るんじゃないかと、私はこのように思うわけですが、町当局としてどのようにその言葉を判断されておられるのか、お聞きしたいと思っております。

副町長 今、学校教育課長が答弁申し上げましたように、文部科学省は本年に入りまして、5月24日に施設整備の基本方針を改正して2015年度までに全学校の耐震化を完了させることを目標といたしました。福崎町におきます各学校施設におきましては、先ほど申し上げましたように、田原小学校の体育館を除いて耐震化という形で、21年度に補正予算を組みまして、これら等繰り越しをして22年度で完成をさせた、こういうことであります。

しかし、全国的に見ますと、耐震化率は75%。本年度の事業執行を行っても86%と、こういう形でありますので、全学校には至らないということもありません。文部科学省はそれら等に対する後押しをしたいということでもあります。

なお、想定外の事柄につきましては、これは阪神淡路大震災の場合も一緒ですが、それぞれにおける分野での耐震化でありまして、直下型でありますとか、そういったような形の中でどういう影響が出るのかと、想定の中におけます分野について、福崎町は行っておるということでありまして、想定外の部分はあくまでも想定外という対応のとり方があるかと思っております。

福永繁一議員 今、耐震化で実施されています基準以上を今、政府の考えでは望んでいるんじゃないかと、私は判断するんですが、私が言う言葉で間違っているのかどうか、もう一度副町長、答弁を。

副町長 新たな耐震化の基準が設けられれば別であります。現在、文部科学省におきます耐震化の方針に沿った形で福崎町は行っておるところであります。

なお、議員がおっしゃっておられますように、学校施設は防災拠点もしくは避難所等にもなっておりますので、これらについては新たな基準が示されてくるものと思っております。

福永繁一議員 ちぐはぐになるんですけれども、避難所についてお伺いしたいと思っております。

今、大型避難所においては貯水槽の完備、自家発電等のことが県より言われておりますが、そういう県指導のことには耳はかせないということではありまじょうか。お伺いします。

学校教育課長 それぞれの設備に対する耐震化の件でございますが、この部分については、やはり機能強化が必要であるというような文科省の方針であります。まだこの具体的な、要はお金の問題もございまして、その補助制度もまだ確立していない状況にありますので、やはりこれらの動向を見ながら、注視していかなければならないと思っております。

福永繁一議員 そうしたら、予算がつくまでできないということですか。極端な言葉で言うと。

学校教育課長 今のところ現状のままというところでございます。

福永繁一議員 県では、耐震化された施設等の見直しをするとも言われておりますが、その点について、町はどう考えておられるのかお聞きします。

学校教育課長 耐震化の施設の見直しということでございますが、兵庫県では見直しを予定されていたようですが、東日本大震災の影響で見直しが中断されたということで、3月22日の神戸新聞に出ておりました。

福永繁一議員 3月22日に新聞に出たんですか。

学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

福永繁一議員 我々としては、山崎断層を抱えながら生活をしているわけでございますが、今、東北・東日本の実態がテレビで目に焼きついておりますが、あのような事態が、津波は来ませんが地震等が発生する可能性は大いにあると思います。そして、ほかの場所で、過去において屋根がつぶれたり等のことが発生しております。ですから、断層帯が通っている福崎町では、保護者の気持ちが安まらないことだと思いますが、その点、どう考えておられて、耐震化計画をされているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

副町長 兵庫県防災計画課によりますと、被害予測というんでしょうか、こういう場合には専門委員会に諮ることといたしておりますが、どんな形で報告書を出すか対応が非常に難しいということもありますし、被災地の救援で作業もおこなわれてまして、報告の時期も今のところ不明であるということでもあります。

なお、東日本大震災で沿岸部を想定外の津波がおそったことなどを受けまして、東南海でありますとか南海地震の津波対応について、抜本的に考え方を改めていく必要性が認識されたということでありまして、福崎町における地震災害というんでしょうか、山崎断層を含める事柄についてまで、今のところ言及はされておられません。そういう関係も含めまして、兵庫県における地域防災計画の見直しがなされ、なおかつそういったような想定できるもので対応しろといったような形の一定の基準が示されれば、それらにおける対応はすべきだという認識であります。

福永繁一議員 被害想定の見直し結果を、仮にいつごろまでに出されるのかお聞きしたいと思います。

副町長 これは今のところ不明であります。

福永繁一議員 東日本大震災のときには可能性は少ないということでありながら、あの大きな震災が発生したと思います。私たちは一時、山崎断層もすぐにでも地震が起こるかもしれないというふうなことを聞いたこともありますが、それでも可能性としては大いにあるんですが、今、被害想定の見直しについてはまだ考えておられないと言われましたけども、そういう気持ちであればおくれおくれになるんじゃないかと。私の理解の仕方が悪いんかどうかわかりませんが、その点についてお伺いしたいと思います。

住民生活課長 地震予測結果については、前回の議会でも答弁させていただきましたけれども、22年6月20日に地震の見直しをされたのを受けまして、今回、兵庫県では県内で強い揺れをもたらすおそれのある地震についての被害予測、それについては23年3月末までにまとめ、地域防災計画に反映するという予定をしておりましたが、今言われた東日本大震災を受けて、南海地震を含む海溝型地震の想定が見直されるという動きがあるため、被害予測の延期を決めておるということで、被害予測の発表があれば、私どもの地域防災計画書にも反映するという形にしております。

福永繁一議員 指令がないから反映できないんだということですね。

住民生活課長 被害想定は、家屋の調査とか、ほかにも影響する津波に関しての避難所とか、いろいろな形の見直しをされておるといふことで、県の見直し結果を福崎町の地域防災計画にも反映するといふ形をとっております。

福永繁一議員 少し考え方を考えてみたいと思ひます。今、施設の耐震化等についていろいろと議論があるわけですが、学校の施設において、屋内の固定されていない器具とかテレビ等の安全対策も必要じゃないかと思ひわけですが、そういう計画は考へられておりますか。

学校教育課長 学校における家具とかテレビとかございますが、テレビについては既に固定する対策をとっております。その他、家具についても作りつけの家具が非常に多くて、これは完全に壁に固定されております。その他の家具について再度確認はしたいと思ひます。

福永繁一議員 学校施設じゃないんですけども、足が不自由だったりで行動力が困難なために施設に入所されている方なんですけれども、施設も再度見直すといふことですが、社会福祉施設等の防災対策を推進するためにスプリンクラーの設置、また耐震化の設備等も叫ばれております。このことについて研究、検討されたのか、お伺ひしたいと思ひます。

健康福祉課長 現在、兵庫県の地域防災計画の見直しは、まだされていない状況でございます。防災対策についても具体的な被害想定が発表されてはおりません。現在、社会福祉施設等の耐震につきましても、基準に適合しております。また、スプリンクラーの設備につきましても、消防法の基準によって定められておまして、町の施設では入所施設の養護老人ホームに設置しております。今後、整備基準等の改正や新たな基準が設けられた場合には随時、動向を見ながら対応してまいります。具体的な検討は現在、しておりません。

福永繁一議員 それは私立の福祉施設も含まれるわけですか。

健康福祉課長 私立、公立にかかわらず、一定規模の障がい者施設、福祉施設が該当してくると思ひます。

福永繁一議員 そうしたら、当町には福祉施設が何カ所ほどあるんですか。お伺ひします。

健康福祉課長 健康福祉課で管理しております施設は、第1老人デイサービスセンター、第2老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、文珠荘。公的な施設では4カ所でございます。

福永繁一議員 その施設についてはスプリンクラーとか耐震の計画等がありますか。お伺ひします。

健康福祉課長 耐震につきましても、先ほども申しましたように改正があればまた対応してまいりますけれども、今のところ基準に合致しております。スプリンクラーにつきましても、消防法で老人ホームに設置しているところでございます。

福永繁一議員 一応、予算等の心配があるわけですが、今、福崎町で急傾斜地崩壊対策事業の調査研究が進められ、西谷区の急傾斜等がありますが、それを併用して、福祉施設とか八千種保育所等の工事をやるわけにはいかないのですか。お伺ひします。

学校教育課長 八千種保育所については、幼保一体化の流れの中で計画に上げていきたいと思ひております。財政的な面もありますので、よく協議しまして、町長部局へ要望したいと思ひます。

福永繁一議員 その言葉を信じて待っております。

次に、ゲリラ豪雨での土砂流出について、少しお伺ひしたいと思ひます。

近年、皆さん十分ご存じのように、きょうも松くい虫の航空防除が早朝5時より実施されましたけれども、松くい虫によって木は枯れ腐れ、土中深く入っている縦根が腐っておって、土砂崩れが発生している現状であります。私の家の近く

に日光寺山という散策コースがあるわけですが、そこに20人余りの人が、時間はまちまちなんですけども登っておられます。その途中で再三、土砂崩れ、また倒木で道をふさいでおると連絡が入るわけですがけれども、その都度、担当課長にお願いして処置をしていただいております。うれしいことなんですけど、まず我々は、ゲリラ豪雨が今、少しずつ大きくなってきているということも身をもって感じておられると思いますが、その点について、いかに対策をしていただけるのかなということ、この場をおかりしてお聞きしたいと思っております。

まちづくり課長 今言われたとおり、近年の雨の降り方についてはゲリラ豪雨的に降るわけなんですけど、ハード、ソフト両面があるんですけど、ハードはなかなか予算的にも一気に進まないということで、ソフト部門で防災マップもつくったのは、危険な箇所を住民の皆様方にお示しすることで、危険がある場合には素早く避難をするという、避難所等のハードがなかなか進まない中で、ソフト部門を充実させるため町も取り組んでいるところでございます。そういったことで住民のご理解もいただきたいと思っております。

福永繁一議員 日ごろお世話になりながら、頭の下がる思いであります。本当に感謝している次第でございますが、今のところ人災等が発生しなくて終わっているわけですが、いま一つ土砂の下敷き、6月に課長そのほか2人にお世話になってクロマツの50センチ余りの株の大きいのを処置してもらったんですけど、日光寺参道を横たわり、枝にしても10センチ以上あるような大きな松が倒れておりました。これも一概にゲリラ豪雨だけじゃなしに、相対的に弱ってきているという環境の中で、健康維持ということか分からないけれども、散策に大勢の方々が来ていただいています。そういう中で、安全・安心を築くためにも、処置を施していただきたいなど。今、言われましたように予算の関係もありますけれども、そういうことをいろいろと考慮しながら、大きなことが起こらないうちに何とかしてほしいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

まちづくり課長 今言われたのは日光寺山の通行の件で、松の木が倒れて通行不能となればいち早く処置をさせていただいて、道路については、当然のことながら通行の確保に今後も努めていきたいと思っております。また、先ほど言いましたように、防災マップでは、やはりいろんな危険箇所がございます。それを住民の方々にこういった危険箇所があるということをよく認識していただいて、異常の際には素早くまず逃げる、自分の命は自分で守ることが一番ではなかるうかと思っております。

福永繁一議員 今、防災マップということでは言われましたけども、福崎町で土石流の危険な箇所を、5番ぐらいまで順番が挙げられるならば挙げてほしい。そして今、啓蒙活動ですね、看板とかそういうのも欲しいと思っております。まず最初に土石流が考えられる5カ所ぐらいを教えてほしいんですが。

まちづくり課長 防災マップで示すとおり、がけ崩れ、土石流などの土砂災害警戒区域が点在しておりますが、局地的に降る豪雨により、土壌中の雨量に差異が生じるなど、さまざまな要因で危険度の順位が変動いたします。危険度の高い順番の把握は技術的にも現在、不可能でございます。ただ、事業をする場合にはやはり福祉施設、学校等、事業採択の基準はございますので、順次そういったところから県事業として行ってっておりますし、現在も事業着手に向けて数カ所、調査等を進めているところでございます。

福永繁一議員 一応、赤白のカラーコーンを置いていただいておりますが、もっと土石流、土砂崩れがあるとか啓蒙できる看板をぜひともつくってほしいと思っております。と言いますのは、今、ずっと20人余りの人が通っておられる。散策が好きで、歩

こう会に所属されている方もあるわけですが、そういう人であれば、足が健脚なのでさっと逃げられるかもしれませんが、どういう都合で土砂の下敷きになるかもしれない。また、生き埋めになるかもしれないという心配がありますので、やはり散策者に呼びかける、啓蒙できる看板等が必要じゃないかと思いますが、課長としていかが判断されますでしょうか。

まちづくり課長 やはり絵で見ても既に危険、雨が降ればがけ崩れが起きるだろうと、特に今言われた道路沿いにつきましては、危険の看板の設置に向けて検討したいと思っております。

福永繁一議員 ありがとうございます。課長の言葉を聞いたら少しは安心いたしました。人間の命の大切さ、町長がされている安全・安心のまちづくりということでありますので、ぜひとも実現していただきたいと思っております。今、答えの中にちょっと聞き逃したことがあるわけですけれども、土石流、がけ崩れ、危険度の多い順番ということで、地図にありますということではありますが、あれには順番が書いていないので、我々その現場に行って初めて判断できるものであります。やはり担当課長として、それは把握していただきたいなと思うわけですけれども、我々もそのことについて知りたいということなので、お願いしたいと思っております。

まちづくり課長 やはり自然災害なので、地震も同じなんですけど、土砂崩れについてもどこが先というのはなかなか困難でございます。

福永繁一議員 そうしたら言葉をかえてちょっとお聞きします。このたび、産業建設常任委員会にもいろいろと報告はあったわけではありますが、急傾斜地の崩壊対策案の調査研究が推進されておるということで、西谷地区、板坂地区等で、えん堤とかそういうふうな方向で対策がとられているんじゃないかと思うわけですが、それはその場でこういうことがあるからしたんだということをお教えしてほしいんですけど、それをもとに土砂崩れ、土石流の順番が把握され、考慮されたのかどうか、お聞きします。

まちづくり課長 今言われた西谷の急傾斜地、板坂の砂防につきましては、やはり減災対策ということで行うものでありますので、傾斜角度とか人家の数、そしてまた福祉施設があるとか、避難所があるとか、そういった事業採択の上で基準を満たしているということによって事業化に向けて進めようとしているものでございます。

福永繁一議員 まあ議論しとっていい結果があらわれてこないの、一応それは終わりました、次の項目に入りたいと思っております。

まず不法投棄についてお伺いしたいと思います。

福崎町の観光名所地である場所に、ある市のごみ袋で、仕分けすればどこのごみステーションでも引き取ってくれるものが時々出てきます。それも量が2トン車でいっぱいというふうな、我々では到底処理できないような量が不法投棄されております。その都度、担当課長にお願いして処理していただいておりますが、私も一緒に行って少しは片づけたんですが、今までも同じ市のごみ袋で放置されたという実態があるわけですが、同じようなごみでしたら、今後ごみを捨てに来るんじゃないかということではありますが、町当局として妙案をお聞きしたいと思います。

住民生活課長 観光施設については、毎年7月末に観光協会が町民の皆さんとクリーン作戦を実施されております。そして環境美化に努めていただいております。大量に不法投棄が発生した場合には随時、関係課並びに関係者の協力を得て対応するというので、妙案というのはないんですが、対策としましては、広報とか看板による啓蒙の取り組みを行っておりますが、不法投棄が後を絶たないというのが現状でございます。

福永繁一議員 今も看板はあがっているにもかかわらず、実際に遠い市から持って来られたのか、またその袋だけ買いに行き、その袋を使用されたのか、どちらかはわかりませんが、やはり現場を、証拠となるものをつかまなければ、何回も過去繰り返ししている状態なんです。看板くらいじゃ到底だめです。今、林道笠形線は通行禁止でバリケードをされておりますが、そこに証拠写真のためのカメラが設置されております。これは県の事業なんです。やはり県であろうと町であろうと、悪いことはやめていただかなければいけないと私は思います。無法をいつまでも放置して、「ああ、あそこ行ったらほかせるな」、「あそこ行ったらほかせるよ」というようなことを認識されてしまったら、いつまでたっても八工を追うようなことで、ほかされたら片づけ、ほかされたら片づけ。後で喜ぶのはどなたなんですかね。やはり捨てた人が喜ぶんじゃないかと。環境もいろいろと問題が出てきます。また、悪い虫も出てくるかもしれません。ですから根本的に、カメラとか、夜にフェンスで覆うとか、いろいろな方法があると思いますが、その点について町は考慮していただけなかったのでしょうか。お伺いします。

住民生活課長 カメラの設置ということなんです。現在、長期にわたり不法投棄が繰り返され行われてきました田口地区から市川町へ抜ける峠付近、それと山崎地区のゴルフ場南にある河川敷の道路。こういった長年、不法投棄されてきたところは緊急雇用で一斉清掃いたしました。その後不法投棄の防止カメラ2台を設置しております。カメラ設置後は不法投棄もなくなり、効果は上がっております。しかし、カメラ自体が高額で、なかなか増設も困難ということで、今申し上げました観光施設の環境美化については、今言われましたように、20人ほど毎日登られるということで、観光客等、ある程度人の往来による監視の目もあるということで、毎年クリーン作戦を実施している場所でもあるため、現状の方法で対応しているということですが、さらに関係課と連携をとりながら、パトロールについては強化していきたいと考えております。

福永繁一議員 5月においては松岡課長にお世話になったわけですが、その袋等、関係先に問い合わせただけなのか。関係市町に確認をしていただいたかどうか、お伺いしたいと思います。

住民生活課長 ごみ袋については、ある市のごみ袋の中に大量に賞味期限の切れた調味料とかそういったものが詰まっておりました。それはとってこないものなんですけど、そういうものを不法投棄されておったということで、不法投棄されたごみについては、いろいろだれのものか証拠になるようなものがないか確認しながら撤去したんですけど、そういった痕跡がないということで、だれが不法投棄したごみかというのは追求できなかったという状況でございます。

福永繁一議員 過去にもいろいろとあり、今回は缶詰もほかされております。ですから、ほかす人は限定された人じゃないかと、私は憶測するわけですが、そういう中において、何回もいろんな場所でクリーン作戦などで片づけていると言われましたけども、そのことが不法投棄を助長するんじゃないかと思うわけですが、別に不法投棄者をつかまえてほしいとかは別なんですけども、環境自立、いろいろとその中にも内容があるかと思いますが、今回は汚染されると。薬害で汚染されるじゃなしに、食べ物等で汚染されるということが定期的に行われるんじゃないかと思っております。私自身も同じ地区に住みながら、極端に言ったら裏の山にほかされるということなんです。こういうことはぜひともやめてほしいんですけども、後の片づけ等だけで処理するじゃなしに、ぜひとも防御の方向に向かって進んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

住民生活課長 不法投棄される方が限定されて、ずっと投棄するということが続くようであれば

ば、今2台設置しているカメラを一時的に登山口に設置するという対策で検討していきます。

福永繁一議員 うれしい回答なのですが、いつごろまで待っておれば、それが実現可能なのかお伺いしたいのですが。

住民生活課長 今、答弁しましたように、一番目につきにくいところにカメラを有効的に設置しております。現在、日光寺等については3カ所、きれいに不法投棄をなくしておりますので、また今度発生するようなことがあれば、若干の期間、防止策ということで移動させていただきます。

福永繁一議員 それは知らなかったんですが、設置はされているということですか。わかりました。ありがとうございます。それでも事故は、もう一回はあると思いますね。それでもそれに打ち勝って、環境美化のために頑張っていたきたいと思います。次に、町消防団の操法の夜間練習について、少しお伺いしたいと思います。

町消防団は昨年度、全国操法大会で優勝するなど指揮命令等を発揮され、仕事をもちながら操法訓練をされ、八千種地区では八千種小学校、田原地区では町民第2グラウンド、福崎地区も町民第2グラウンドでされておりますが、できれば福崎小学校で訓練ができるような設備を求めたいと思います。そして、消防団の方々に災害に強い基盤の整備を求め、住民が安全・安心してらせるまちづくりのため、より一層指揮命令の発揮を求めたいと思いますが、町当局としてどのように考えられますか。

住民生活課長 消防団の消防操法大会に向けた夜間練習については毎年、ナイター設備のある町民第2グラウンドと八千種小で、各支部単位でスポーツクラブとも調整を図りながら利用しております。また、ナイター設備のない学校その他の公共施設でも各分団でそれぞれ照明設備を持ち込み、練習しているのが現状でございます。福崎小学校でのナイター設備の要望ですが、福崎小学校グラウンド周辺は民家が多く、また病院もあることから断念した等の経緯がございます。来年度から第2グラウンドも（仮称）田原幼児園用地になるため、今後の利用につきましては教育委員会と調整したいと考えております。

また指揮命令系統、このことにつきましては、消防団一致団結して指揮命令系統、災害のそういった要望等についても協力をしていただいております。

福永繁一議員 病院、学校って田原にもあるわけですけども、それだけじゃなしに、やはり仕事をして帰ってきて、しんどいのには操法訓練されている消防団員の気持ちを考えれば、今の言葉は出てくる言葉じゃないと私は思いますが。もう一遍何か修正の言葉をお願いしたいと思います。

住民生活課長 現在、福崎小学校でも西部支部の何分団かがそれぞれ照明設備を持っており、それをもち込んでライトをつけながら学校施設を借りて練習しておるということで、本来ナイター設備があれば照明器具を持ち込まなくてもいいんですが、そういった方法で練習をしておるという形で、今、やっておるということです。

福永繁一議員 町の安全・安心の指揮命令をやられている分団に、「おまえとこ照明灯持って行って練習せんかい」というようなことは、私はどうかと思うわけですけども、今、課長と話しておってもらちがあきませんので、よき方向をもう一度検討、検討という言葉もいろいろあるらしいですけども、本当の検討をしていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

住民生活課長 練習場所等につきましては、最後に申し上げましたとおり、教育委員会と調整しながら、また学校施設の社会開放でもございますので、スポーツクラブ等、いろんな団体もございますので、そういったところと調整を図りながら、練習をし

ていきたいと考えております。

福永繁一議員 一言つけ加えておきます。福崎小学校にナイター設備がつけば、いろんなスポーツチームがありますので、いろいろと利用できると思います。だから周辺に迷惑がかかるということを言われますが、それは第一に考えなあかんことなんですけども、やはり今言いましたように、安全・安心のまちづくりの中においてぜひとも必要でありますので、できれば実施していただく方向でお願いいたしたいと思います。常に災害に強い基盤整備を求める住民が、安全・安心して暮らせるまちづくりをお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長 以上で、福永繁一君の一般質問を終わります。  
しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
次、2番目の通告者は、牛尾雅一君であります。  
1．人口減少社会を迎えない町にするためについて  
2．グリーンツーリズムについて  
3．住みよいまちづくりについて  
以上、牛尾議員どうぞ。

牛尾雅一議員 議席番号2番、牛尾雅一でございます。

議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

まず1番めの、人口減少社会を迎えない町にするためについてでございますが、人口減少問題は、国が取り上げておられますように極めて重要な事柄です。当福崎町においても、平成19年3月末の総人口2万26人に比べ、毎年わずかながら減少し、平成23年3月末の総人口は1万9,645人となり、また去年の国勢調査では、5年前の前回に比べ約800人という大幅な減少となりました。日本全体で見ても急激な少子高齢化により、これから先、近年以上に人口減少が避けられないと言われております。そのようなことから、私なりに考えました当福崎町における少子化対策や人口をふやす対策について、以下の6項目の質問をさせていただきます。

まず1番めといたしまして、そのためには若年層世帯の定住を図るために、働き場所の確保が大切と思っております。そのため、企業誘致の推進はぜひ必要と思っておりますが、現在、町内にある3カ所の工業団地の進出状況なり、用地を取得されていてまだ未進出の企業は何社ほどあるのか、お尋ねいたします。

産業課長 福崎町の3カ所の工業団地の進出状況につきましては、福崎工業団地、福崎企業団地の西部につきましては全区画が売却され、36社が操業し、1社が未進出の状況でございます。福崎町東部工業団地におきましては、全12区画のうち8区画が売却され、7社が操業、1社が未進出の状況でありまして、4区画が空いている状況でございます。未進出につきましては2社となっているところでございます。

牛尾雅一議員 ただいまの答弁で、用地を取得されていてまだ操業されていない企業が、東部と西部あわせて2社とのことですが、これより2社の進出の意向なり、これから先の状況は調査されているのか、お尋ねいたします。

産業課長 未進出の2社の動向でございますけれども、福崎企業団地の1社につきまして

は、福崎工場の建設に向けて進めておられました。しかしながら、東日本大震災によりまして、建築資材が入手困難な状況、また価格の高騰といったような情報もあることから、現在、建設に向けて検討中ということでございます。東部工業団地におけます1社につきましては、進出に向けて当初計画の変更を検討され、建設の検討中であるということをお聞きしているところでございます。

牛尾雅一議員 ただいま答弁をいただきまして、その進出の計画を早めていただけるような感じの答弁でしたので、とりあえずよかったかなと思っております。1日でも早く進出していただくことが、働く場所、また税収の確保にもつながりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほどの答弁で、3カ所ある工業団地の中で東部工業団地に未分譲の区画が最も多くあるようにお聞きしました。私も近くですのでよく通るんですが、その中の2区画はすごく面積が広くて、約1万坪以上もあるのではないかと思ひます。そのような広大な土地でもありますし、また近年、景気の低迷が続いておりますので、企業としても進出しにくい状況ではないかと思ひます。そのため、今までの景気のいい時期と違い、町として企業誘致に何らかの優遇措置などを行っていただき、進出を誘導していただけないかお尋ねいたします。

産業課長 企業誘致につきましての優遇措置ということでございますけれども、福崎町の三つの工業団地では既存の立地企業との公平性等から、これまで優遇制度は設けておりません。今後につきましても、これまでと同様に優遇制度を設ける用意は今のところございません。

牛尾雅一議員 今、課長の答弁はごもっともなんですけれども、企業が早く進出できるように骨を折っていただき、福崎町の方々の働き場所がふえ、また若年層の定住につながればと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2番めといたしまして、当福崎町の昼間人口は、国勢調査で見ますと夜間人口に比べて平成に入ってから約1割、人数にして約2,000人ほど多い状態です。夜間も住んでいただけるように考えるのですが、そのようになるにはどのようにすべきと考えておられるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 ご指摘のとおり、当町の昼間人口につきましては夜間人口を上回っております。平成17年の国勢調査では2,555人多くなっております。この要因は町外から近畿医療福祉大学に通学されたり、工業団地など町内の企業に通勤されている方が多いこととありますけれども、この2,555人のうち約8割は通勤者が占めております。しかしながら、これらの通勤されている方につきましては、ほとんどは近隣市町に自宅をお持ちであると思ひますので、これらの方々に移り住んでいただくということは非常に難しいのではないかと考えております。定住人口を増加させるための施策といたしましては、良好な住環境づくりのための道路ですとか下水道、こういった基盤整備の推進、また健康で安心して暮らせるまちづくりのための事業の展開といった、総合計画に掲げております施策を推進していくことであると考えております。

牛尾雅一議員 それではそのようになるため進めていただきたいと思ひます。

3番めに、若年層の定住には働く場所と同じく大事なのが憩うとか楽しむ、また学ぶ場所などがあることなど、魅力あるまちづくりが大切と思ひますけれども、町としてはその魅力あるまちづくりにするため、どのように取り組まれているのかお尋ねいたします。

企画財政課長 第4次総合計画の中では、働く、学ぶ、住む、この三つの機能の調和のとれた町を目指すこととしております。その中で、土地利用の考え方としまして、住宅ゾーンですとか商業ゾーン、こういった位置づけを示しております。これらにつ

きましては、先ほど申し上げましたような基盤整備を推進していくことで、民間開発等がついて来るのではないかと考えております。

一方、考えてみますと住民の日常生活圏というのは非常に広がっております。若年層が求めておりますような都市機能などにつきましては、近隣の市町にそういった機能が充実しておれば、必ずしも本町の中にそういった機能がそろっている必要はないと思いますので、より住みやすい、また、住み続けたいと思えるような住環境づくり、またその地域づくりを推進していくことが必要ではないかと考えております。

牛尾雅一議員 町には中高年層の方々が所属されているクラブが、公民館クラブのようにたくさんあると思うんですけども、若年層の方々が楽しめるクラブ活動は少ないと思うのですが、そういうクラブの検討もお願いしたいと考えております。

次に、4番めに、国の統計によりますと、結婚している女性だけを対象にしますと、出生率は2人を超えています。したがって、いかにして結婚をする対象者をふやすかということが極めて大事なことと考えております。また、現代社会においてフリーターという言葉がよく聞かれるように、今日の日本の若者は正社員になることが難しくなっております。正社員になれないフリーターの方々は極めて収入が少なく、経済的な理由で結婚をあきらめる風潮があります。そのため、安定した生活の確保を図る必要があると思います。その改善を図るには、例えば町など公営の就職あっせん所や結婚相談所があれば、安心して、町とか公営のところがされているということで、結婚などの相談に町民の方が来られるのではないかと考えております。

総務課長 町営の結婚相談所の考えはということでございますけれども、町が直営で行うというようなことは考えておりません。県や公益団体が行う事業に協力していきたいと考えております。

牛尾雅一議員 福崎町で定住してもらうためには福崎町で働いていただいたらということで、姫路にはいわゆるハローワーク、公共職業安定所があって、そこで就職先を紹介されておるんですけども、町にもたくさんの企業や事業所もありますので、福崎町として、町じゃなくてもいいんですけどもそういう公の、また第3セクターでも何でもいいんですが、就職のあっせんとか募集を企業からいただいて、働き口がなく家におられるとか、またフリーターのような方々に接点をつなげるというふうなことはできないんでしょうか。

産業課長 就職等のあっせんにつきましては、ハローワークからの情報を役場のロビー、また産業課のところに設置しております。皆様方に見ていただいているものと考えております。また、そのコピーにつきましても、必要があれば産業課に申し出ていただければコピーしてお渡しするというような形で情報提供を行っているところでございます。

牛尾雅一議員 結婚相談所というのは、なかなか公ではできないというのは当然なんですけれども、今、人権相談とかもされていますので、何かそれにもちょっと掛け合わせるといいますか、一緒によい意味での人の世話をさせていただけるような年配の方々に活躍していただくというふうな取り組みというんですか、そういうことは考えてもらえないものか、お尋ねいたします。

総務課長 人権相談などの相談業務をいろいろ行っておるわけなんですけれども、やはりそういった相談業務はそれぞれの目的があってやっているものがございますので、なかなかそういったところで結婚相談もというのも難しいだろうと思います。

牛尾雅一議員 わかりました。

それでは、次、5番めに移りたいんですけども、少子化は教育に係る経済的

負担が大変大きいのも一因ということが言われておりますので、それらの負担軽減のために、例えば一般的に子どもを塾に行かせる傾向がありますけれども、それを食いとめるためにも学校教育環境の整備をさらに図って、学習の場の充実を図るべきと思っております。快適な学校生活の中での学習の充実を考えますと、空調設備の完備などが必要ですけれども、いろんな面から考えますと、当面は前回も提案しましたように、暑さ対策のためにささやかながら扇風機の設置が必要ではないのかと思っております。また、経済的負担軽減のために給食費の無料化も必要ではないのかと考えますけれども、当局の考えをお尋ねいたします。

学校教育課長 東日本の大規模災害以降は省エネ、特に節電対策の取り組みが叫ばれております。また、空調機や扇風機のことにつきましては、教育委員会に意見を求めた次第です。しかし、こういう時期でございますことから、クーラーとか扇風機の設置は必要ないのではとの意見でしたので、学校教育課、教育委員会としても、今のところ考えておりません。

もう一つ、給食費の無料化についてですが、低所得者や生活困窮者等に対する制度がありますので、これも考えておりません。

牛尾雅一議員 ことしも猛暑との予報ですので、ぜひまた検討していただきたいと思っております。

また給食費の無料化は、私の考えだけかもわかりませんが、全国的にこれから先広がって行くんじゃないかと思っておりますので、他市町に先駆けて実施していただけたらありがたいと思っております。

6番めに、市街化区域の宅地化を推進して、他町などから定住する方々を増加させることが重要と考えておりますけれども、宅地化に向けての具体的な方法などは考えておられるのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 宅地化につきましては、道路の整備や下水道の整備、こういった基盤整備の充実とともに、区画整理事業の推進が効果があるのではないかと考えております。区画整理事業の推進につきましては、これまで土地利用転換計画を策定し、地域の理解等に努めてまいりましたが、事業の進捗を見ない状況であります。今後も市街化区域内の有効な土地活用に向けた検討は必要と思っております。

牛尾雅一議員 私は、もしそのように事業化していただけるようなときは、今までにないような、一区画100なり200坪という広い区画をつくっていただくなどして、民間開発のような区画の広さじゃなしに、広い区画をつくっていただき富裕層の人々の定住を図るなど、別の人々を呼び込むことが人口増にもつながると思っておりますので、また検討をよろしくお願いいたします。

質問が多岐にわたりますので、自分としてもまとめ感に欠けるのでございますけれども、町の活力を維持するためにも、人口の増加は一番大事と考えておりますので、よろしくお願いいたしますので、次のグリーンツーリズムについての質問に移らせていただきます。

グリーンツーリズムとは、都市の住民が農村や漁村に滞在して、地域の自然や文化、人々との交流に親しむ余暇活動のことです。当福崎町には高岡地区の青少年野外活動センター、八千種地区の八千種自然活用村等があり、それらの施設、自然環境等を生かしてグリーンツーリズムを大に行うべきと考えております。例えば、八千種自然活用村は豊かな自然環境の中で農業体験ができる施設と考えております。また、町は今年度から食育を重点施策として取り組まれており、都市の住民の方々を初め、当福崎町の多くの人々に農業体験などを通して、食事に至るまでに生産者を含め多くの人々の苦労や努力があることを実感していただき、また自然に対する感謝の心や理解を深めていただく施策を考えていただくべきと思っておりますけれども、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

産業課長 グリーンツーリズム、八千種自然活用村の春日山とその周辺の施設についてでございますけれども、去年はテニスコートの改修、このたびはキャンプ場のコテージの窓の修繕、シャワー設備やトイレ等の修繕を行いました。リニューアルオープンとして広報6月号でもお知らせをしているところでございます。観光協会におきましても、新しいポケットサイズのパンフレットを作成され、町内外の方々にPRをしていただいているところでもあり、ことし8月に開催されます柳田國男50年祭に全国から訪れた方々にもPRを行っていきたいと思っているところでございます。また、兵庫みどり公社の行っております「都市と農村交流バス」の活用につきましても、八千種自然活用村への利用が図られるようPRをしていくことはもちろんのこと、近隣の営農組合等の協力も得ながらイベントなどを考えていきたいと思っているところでございます。

牛尾雅一議員 今、イベントを考えているという答弁をいただきましたけれども、具体的にどのようなイベントを企画されているのか、お尋ねいたします。

産業課長 イベントとしては、コスモス祭りとかソバ祭り、また稲刈りとか芋掘りなどの収穫祭等が考えられると思います。

牛尾雅一議員 バスで来られたり、都会から来られますので、いろんなイベントをしていただくことによって都市との交流になると思いますので、営農組合の方々と、大変ですけれども、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

そのように、他市町の方々が貴重な農業体験をされるということで、福崎町の存在価値が上がると思いますので、先ほども言いましたように、よろしく進めていただきますよう、お願いいたします。

また、滞在して農業体験などを行ってもらおうと思いますと、春日ふれあい会館で宿泊できたり、春日山キャンプ場のバンガロー、ことしちょっと修繕していただきましたバンガロー、コテージというんですか、その使用料金というものについても考えていただけないか、お尋ねいたします。

産業課長 ふれあい会館の宿泊等につきましては、宿泊料を受けて人を宿泊させるということで、旅館業法によります施設の構造や設備も基準に適合しないと、県知事の許可が受けられません。現在、宿泊は自然を満喫できるキャンプ場を設置しており、会館での宿泊の要望も現在のところありません。また、人が宿泊するとなっても食事は出せませんし、管理人の設置も必要になることから、現在では考えておりません。

また、キャンプ場のバンガローの料金の見直しにつきましては、1棟1泊、現在4,120円でございます。6人が宿泊できるということから、1人当たりでは690円前後となります。1棟の利用料金といたしましては、決して高くないと思っているところでございます。オープン以来23年がたちますけれども、料金についての苦情も聞いていないところでございます。現在のところ、料金の見直しについては考えていない状況でございます。

牛尾雅一議員 わかりました。

バンガローというんですか、それは6人のときもありますし、一つの場所ですので、2人であろうと3人であろうと6人であろうと一緒になんですけれども、そこらを思ったのですが、今の答弁をお聞きしまして、仕方ないことと思っております。

次に、春日ふれあい広場は野球とかソフトボールなど、大変多くの方々が利用することができ、喜んでおられますけれども、ネットの高さに問題があるのかもしれないませんが、ネットを越してボールが近隣の畑にたびたび飛んできて、農作業中の方が危険と思われることがあるらしいです。また、野球やソフトボールの選

手じゃなしに、一緒に来られている子どもがボールを探しに来られるんですが、農作物を傷めるということがよくあるということです。また、その近くには鍛冶屋自治会が以前使用されていたプールがあって、金網も周囲にあるんですけども、くぐって入られるというようなことがあったら危険なので困ります。ボールが飛んでこないような対策というんですか、その処置を考えていただけないかお尋ねいたします。

産業課長 春日ふれあい広場でございますけれども、このグラウンドにつきましては、最近3年間の利用者数はオープン当時以来の年間4,000人という大台を超えている状況でございます。少年野球などでボールがネットを越えるというような事例は、私のほうでは確認しておりません。しかしながら、現在のネットもかなり高く、グラウンド自体が高台の上であるということから風当たりも強いのではないかと思われ、その上にまだネットを継ぎ足して設置するということにつきましては、現状調査の上、専門家の意見も聞いて対応を考えたいと思います。

牛尾雅一議員 また調査をしていただいて、対応をよろしくお願いいたします。

次に、住みよいまちづくりについての質問をさせていただきます。

住みよいまちづくりには数多くの事柄がありますけれども、その中の一つとして、私は生活道路の整備が大事じゃないか、町民の方々が役場へ行くなり買い物などのため移動がスムーズにできることが大切ではないのかと考えております。例えば、サルビア保育園の北50メートルないし60メートルの間、スポーツ公園のところから分断されております道路がつながりますと、東西の移動がスムーズになって、田原地区より井ノ口の月見橋を通過してスポーツ公園等へ容易に行きやすくなります。さらに月見橋が改良されますと、画期的によくなると思っております。そういうこともありまして、道路がつながるのか、また前回、井ノ口の月見橋のことをお聞きしましたので、その分断されている道路がつながれば良いと思っておりますので、町としての考えをお尋ねいたします。

まちづくり課長 当該箇所において道路がつながりますと、直接的効果につきましては福田地区と山崎地区との地域間連絡による利便性の向上、緊急車両の乗り入れやスポーツ公園へのアクセス向上などが考えられます。この整備計画につきましては、山崎町営住宅へのアクセス等の利便性も兼ね備えた道路整備が望ましく、そのためには、山崎町営住宅建替計画等も考慮に入れた計画を立案する必要があります。したがって、当該箇所の道路整備は多面的な検討が必要であります。このような状況から、早期の事業着手は困難であります、中長期的には取り組むべき課題と認識しております。

牛尾雅一議員 ただいま答弁いただきました。町営住宅の建替のとき、多面的に考えていかないと、その道路は別にしては考えていただけないという回答ですね。そのところをお願いいたします。

まちづくり課長 山崎町営住宅の建替ということが課題でもあります。そういった中、やはり道路をつける場合はできるだけ効果の上がる、将来にわたってのコスト縮減も図りながら道路をつけるのが望ましいと考えておりますので、多面的な検討というふうに先ほど申し上げたところでございます。

牛尾雅一議員 つながっていないところの部分を通りましたが、水路などがあって難しいことがあるかもしれませんが、東西の移動がスムーズにできるということを考えますと、実現に向けて検討していただきたいと思っております。

次に、23年度予算におきまして、町道西光寺玉屋線の、以前カーブミラーを設置していただきました急カーブ地点の待避所設置のための測定の予算を計上していただいておりますけれども、通学路でもあり、夕方ちょっと暗くなったと

きなど、見通しがすごく悪いということで、正面に車でも出会ってぱっととまるというふうに危険なので、スピード感のある取り組みを願っておりますけれども、今後の予定を教えてくださいたいと思います。

まちづくり課長 測量設計委託は地権者を初め、地元区関係者の基本的な了承が得られれば、来月もしくは8月に発注、できるだけ早く測量設計に着手したいと思っております。

牛尾雅一議員 ぜひそのようにお願いいたします。多くの方々が待ち望んでおられますので、よろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長 以上で、牛尾雅一君の一般質問を終わります。

次、3番目の通告者は、石野光市君であります。

1. 学校の暑熱対策について
2. 食の安全の推進について
3. 町内商工業、勤労者の動態について

以上、石野議員どうぞ。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、学校の暑熱対策についてであります。

昨年夏の早い時期から10月に入るころまでの厳しい猛暑により、全国的に熱中症を発症する事例が、一般家庭や学校の体育館、運動場などでの授業やクラブ活動の場面などで生まれたことは、記憶に新しいところであります。

教室の温度管理についても一定の考慮、検討が望まれると考えるものであります。一般住宅においても、夏はとりわけ窓からの熱の伝導を抑制するために、エアコン使用の前には省エネの面からも窓を開け、空気を入れかえる。エアコン使用とは別に、あるいは並行してカーテン、よしず、たてず、あるいはつる性の植物等の日影を利用する等の工夫が奨励されています。直射日光が窓ガラスを温めることを防ぎにくい2階以上の部屋では、窓の熱をカーテンで遮ることで一定の効果を上げるようであります。

しかし、学校の教室では一般的に、窓の面積が大きい割に窓からの熱伝導を抑制する対策が、従前から積極的に行われてこなかったように思われます。左右開閉式のカーテンでは、風が少しあると特に2、3階ではカーテンがおどり、カーテンは使いにくいし、窓からの光が強く、特に窓際の児童、生徒はノートや教科書がまぶしいくらいになり、学習環境として好ましいと言えないものであったと私自身の経験からも思うのであります。教室の明るさというものも、明るければ明るいほどいいというものでは決してありません。最近ロールカーテンが一部で注目されているようであります。左右開閉式と異なり、光がさす、ささないという区分ができにくい。教室全体の明るさを微調整できる利点や、熱がこもる上部の空気を一定、滞留させておくことができる点など、学校の教室に適したカーテンと言えらると思えます。学校の教室でモデル的に試行するという点について検討を求めるものであります。いかがでしょうか。

学校教育課長 学校の教室の窓は採光と通風のために大きな開口部となっております。これは建築基準法であるとか、もとの学校の標準設計で用いられた建物と理解しております。議員ご指摘の部分につきましては、ロールカーテンでの遮光でありますとか、その対応ということではございますけれども、ロールカーテンにつきましては、やはり窓の開放という点からすれば、非常に風等の影響を受けるとその耐久性等、非常に問題があると考えております。また、窓面から外へのひさしが90センチぐらい出ております。この部分につきましては、太陽高度を調べますと、6月から10月ぐらいまで、6月であれば午前8時から午後4時までぐらい、そ

れから10月でも午前9時過ぎから午後2時半ぐらいまでの間はこのひさしの影に入りますので、ひさしの遮へいがなくても暑い間については余り変わらない、問題はないと理解しております。

石野光市議員 実際に光というのは水平方向からも入ってくると、夏場は。輻射というんですが、太陽から直接のものだけでなく、水平方向からの明かりの入りぐあいというふうなこともあります。温度の上昇を抑制していくという点で、その光による熱という問題、それから私が特に考えますのは、明る過ぎるとということが学習の妨げになるというか、集中の妨げになる。疲労ですね。ノートをとったり教科書を読むという点でも、明る過ぎるとということは決して積極的にプラスな方向ばかりではないと。一つは、学童保育の子どもたちが夏場、朝早くから夕方までの時間を過ごすという問題。また多動性の子どもたちも最近は一定の割合であるようでありまして、そうした障がい児の学級等については特に一定の光の抑制というんですか、明る過ぎない環境というものに配慮するということが正しいあり方ではないかというふうに考えたりするものであります。教育長に、この点についての見解を求めておきたいと思っております。

教 育 長 学童保育の件に関しましては、ただいま議員さんからご提案があったように、できるだけカーテンを閉めて、クーラーも温度設定を高くし、節電をして教育効果を上げていきたいと思っております。

また、特別支援学級の子どもに関しましては、情緒障がいのある子どもが光に反応して多動しやすいということも聞いております。現在のところ、学校からロールカーテン等の設置の要望はございませんけれど、一度現場へ足を運んで担当の先生方と協議をしていきたいと思っております。

石野光市議員 私の申し上げたとおり、ロールカーテンのすぐれたところというのは、やはり光がさす、ささないという部分が、左右開閉式のカーテンとは異なって、平均的に明るさの調整ができるという、これは利点というのですか、すぐれた点だと考えております。明るいと暗いところが子どもの教科書なりノートの中にできるといったような、そういう濃淡ができにくいという点で私は評価をしております。子どもたちの一層の環境の改善、特に、特別支援学級など障がいを持っている子どもたちに対する十分な配慮がこうした面でも行われることを強く願っておりますので、積極的な検討を求めておきます。

第2の項目は、食の安全の推進についてであります。

食の安全を図ることは食育の基礎、食育の一環として、あるいは個別にも重要なことであると考えています。とりわけ、食中毒とその予防についての基本的な知識、留意点について繰り返し啓発する取り組みについて、一層積極的な推進を願う立場から取り上げるものであります。

従来、多くの自治体や食事を提供する事業所、施設などで、7、8、9月の期間を食中毒予防月間として設定されてきたようであります。気温と湿度の上昇によって、細菌やウイルスの増殖、食品の劣化、消化器官の夏の疲れによる機能減退などから、食中毒が起こりやすいという背景によるものと考えられます。ゴキブリ、ダニ、ハエなどの活動が活発になり、これらによる食品の劣化、菌等の媒介も懸念されるというものであります。今後も高温多湿の時期には、食品の保存や調理に十分な配慮が欠かせないことは言うまでもありません。

農林水産省のホームページに「日本で食中毒にかかる人は年に何人」というページがあります。ここで見られる平成21年厚生労働省の統計によるものとして、食中毒は21年の1年間で1,048件、2万249人と報告されているが、これは医師が食中毒と診断した人だけを数えたもので、食中毒になっても医者

に行かなかつたり、医師が食中毒と診断しなかったものは含まれていないので、実際にはこれよりはるかにたくさんの方が食中毒にかかっているだろうという趣旨の記事文が掲載されています。さらに注目すべきは、月別食中毒患者数のグラフでは、1月、2月と12月が、7月、8月、9月の患者数のほぼ2倍の発生数になっているということでもあります。冬季に多いといわれるノロウイルスによる集団食中毒、あるいは感染性食中毒といったもの、またその他の冬季に多いとされる魚介類の生食によるものが、この冬季の患者数を押し上げているようでもあります。

とりわけ、厚生労働省のホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」では、ノロウイルスによる食中毒が平成21年の食中毒総事件数1,048件のうち288件、27.5%だが、総患者数2万249名のうち1万874名、53.7%と患者数のトップの原因物質となっていることが記述されています。ノロウイルスをやっつける、失活化させるためには、食品の「中心温度摂氏85度以上で1分以上」の加熱が必要とのことでもあります。これは一般的な肉などの加熱の基準の「中心温度75度以上で1分以上」の基準より10度高くなっています。食事を提供する事業所・施設等では、特にノロウイルスに対する警戒が欠かせないことを示しています。

厚生労働省はホームページで、食品をより安全にするための五つのかぎとして、「清潔に保つ」、「生の食品と加熱済み食品とを分ける」、「よく加熱する」、「安全な温度に保つ」、「安全な水と原材料を使う」を挙げ、それぞれの具体的な留意点を記載した内容の啓発資料を紹介しています。

食中毒予防の三原則として、「原因となる菌等をつけない、ふやさない」、「やっつける」、「殺菌等のための熱処理などを行うこと」この三つが知られているほか、菌の増殖の条件として、温度5度以上と10度以上、それぞれ食品によって目安としてあげられています。また水分・栄養があり、使用済みのふきんは置かず乾燥させる習慣の励行、流し・シンクの清潔の保持、食べ残し・使い残しの食材や菓子類についても、目に見えにくいダニの侵入、増殖等が起こりやすく、冷蔵庫への保管が推奨されているようでもあります。一般家庭の冷蔵庫では、特に夏季において設置している室内の温度が上昇しがちなため、ドアの開閉によって容易に温度が上昇してしまう。温度管理が難しく過信できないということ、こうした知識の一層の普及と実践こそが、食中毒予防につながることを言えましょう。

学校教育の場でも、また町としてさまざまな機会、ホームページや広報等を活用して、一層こうした取り組みの充実を願うものですが、いかがでしょうか。一定の食中毒への関心、つい最近も、三重県で3歳の女兒が腸管出血性大腸菌O157を原因とする感染症によって死亡するという、不幸な事件も起こっているようでもあります。その前には、焼き肉によるいわゆる腸管出血性大腸菌感染症という問題も大きく報じられていたところでもあります。こうした時期にこそ、力点を置いた取り組みを望むものでありますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 食中毒につきましては、6月から9月の夏場の季節に多く発生いたします。その原因は議員ご質問のとおり、サルモネラ菌等の細菌によるもので、食中毒を防ぐためには、原因となる菌をつけない、ふやさない、食品をしっかりと加熱することが重要でございます。

保健センターの健康教室におきましては、手洗い・うがいの励行は常に呼びかけ、食中毒予防の正しい手の洗い方についてチラシ等で啓発をしております。また、牛などの家畜は腸管内に病原性大腸菌を保有していることがあり、食肉はし

っかり加熱することが大事でございます。町広報でも、7月号には啓発とPRを掲載して、またホームページ等にも掲載しまして、食の安全について推進していきたいと考えております。

石野光市議員 従来から輸入食品については、船での長期の輸送機関による虫食い、カビの害を防止するための収穫後の農薬の使用、いわゆるポストハーベスト農薬の使用、混入が問題視されてきました。果物、穀物、野菜等に広く使用されている実態が問題視されてきたのは当然と言えます。TPPで安く食料等が調達できればメリットなどとする主張は、農林水産業の振興に、また食料自給率の向上に反するだけでなく、こうした見過ごせない重大な問題を覆いかくす、危険な考え方と言わなくてはなりません。防虫、防カビ剤についても情報の公開や規制が必要と考えます。国内産の加工食品についても、過剰な着色料の添加や保存料などが問題視されてきました。食品の添加物表示についても、含有成分の重量比で多い順に羅列するという現状のものから、よりそれぞれの分量を数値化して表示することが適切と考えられます。

町の食育推進においても、家庭での素材を生かした調理を勧めていることと理解しています。その基本に、安全な食料の入手・使用ということがなければ、単に保存や加熱処理だけでは安全性が確保されないという問題は重要であります。食中毒というものが、菌でありますとかウイルス、また原虫でありますとか、さらにこうした化学物質による中毒というものも含んでいるというわけであります。食の安全の推進の面から、こうした問題についての見解をお尋ねしておきます。

健康福祉課長 食品添加物につきましては、食品衛生法で健康を損なうおそれのない安全な添加物が定められております。また、食品に使用した添加物はすべて表示することも義務づけられております。調理実習にはできるだけ加工品を使わない、また、添加物の少ないものを使ったり、添加物を解毒する方法を伝えたりしております。食の安全につきましては、福崎町食育推進計画の基本目標の1番に「健全な食生活の実践」を掲げ、「食に関する正確な知識や判断力を身につけ、健康的で豊かな食生活を実践することで、豊かな人間性を育て、食育を推進すること」と定めております。今後も正確な知識の普及について啓発し、ホームページ、町広報への掲載や関係各団体を通じ、食の安全について各家庭や町内全域に推進していきたいと考えております。

石野光市議員 学校では男子も女子も調理実習が取り組まれているようでありますし、果物でありますとかお菓子類の保管、特に食べ残しについて、きちんと冷蔵庫にしまうということが必要であることも、特にこのごろ強調されているようであります。学校のさまざまな場でありましてか機会をとらえて、また町としても、教育委員会も含めて大きな取り組みで進めていくということも聞いておりますが、こうした点について改めて教育長の所感をお尋ねしておきたいと思っております。

教 育 長 従来の教育は知育、徳育、体育の3分野でございましたが、今日はそれに食育を加えた4育の時代が来たと言われております。食育に関しましては本年度、我が町も最重要課題として取り組んでおります。学校においても食育に関して児童朝礼、生徒朝礼等で学校長が、そして学活あるいは保健の授業を通して、授業の中で子どもたちに食育について教えていく。さらに、保健だより等を通して子どもたち、あるいは家庭に啓蒙していく。さらには、家庭教育学級等を通して保護者、あるいは地域へこの食育の大切さを訴えております。よろしく申し上げます。

石野光市議員 幼少の時期からの基本的な知識の習得でありますとか、習慣というものはやはり一生を通じて大きな食の安全につながっていく大切なものであると思っておりますので、特に小学校の低学年、幼稚園、保育所も含めて、そういう習慣が定着し

ていくように配慮をお願いします。

第3の項目として、東日本大震災以後の町内商工業、各企業にどのような影響が見られるのか。また、勤労者の就業状況、月当たり労働時間などに変化が見られるのか。雇用状況、姫路公共職業安定所管内の求人状況等についてお知らせください。新聞等の報道では、業種によって受注の減少、あるいは、受注は十分あるが生産に必要な資材が供給されないため、経営が逼迫する例などが紹介されており、関西の企業でも種々の影響が見られるようであります。企業の業績は従業員の就業状況、収入、雇用や経済、税収に及ぼす影響も大きく、対応を図っていく上でも把握に努めるべきと考えるものですが、それぞれについてお示し願います。

産業課長 東日本大震災後の町内関係の状況ということでございます。

町内各企業の、勤労者の就業状況における月当たりの労働時間等につきましては、データがないのでわかりません。しかし、福崎町の工業団地の現況調査を平成23年度も実施しておりますので、報告させていただきたいと思っております。

6月1日現在での回収率は企業43社のうち35社でありまして、残りにつきましては、今また要望しているところでございます。35社ということで全体の81%となっております。

従業員数では昨年、平成22年4月現在での状況では、43社で約3,770人のうち、正社員が約2,470人、全体の65.5%、非正規社員が約1,300人で、全体の35.5%でございました。平成23年4月現在の状況につきましては、回答のあった35社で従業員約3,510人のうち正社員は約2,240人、全体の63.8%で、1.7%減っております。非正規社員につきましては約1,270人ということで、全体の36.2%となりまして、0.7%増加しているという状況でございます。

また調査におきまして、企業の状況について聞いておりますので、その内容につき報告させていただきます。

まず、各企業の現在の状況感についてでございます。35社のうち「よい」という企業が1社、全体の3%。「どちらかといえばよい」が9社、26%。「どちらともいえない」が12社、34%。「どちらかといえば悪い」が10社、28%。「悪い」が3社で9%となっております。

状況の好転の時期の見込みにつきましては、35社のうち49%の17社が回答されておりまして、「平成23年度後半」が3社、18%。「平成24年度前半」が6社、35%。「平成24年度後半」は0社でございました。「平成25年度以降」が3社、18%。残りの5社、29%につきましては「不明」という回答でございました。

それから、雇用状況につきましては、35社の従業員の雇用実績は、21年度では43人でしたが、22年度では2人と減っている状況でございます。解雇予定では昨年度23人でしたが、今年度は14人となっております。また、来年度以降の予定では、昨年度が81人だったのが、今年度の予定では26人に減っている状況でございます。

それから、本年度は東日本大震災の影響についてもお聞きしておりまして、東日本大震災の影響により雇用面での影響につきましては、35社のうち「影響なし」が5社、14%。「原材料の一部もしくは部品を含む一部または原材料の入手が困難」という会社が13社、37%。その影響もありまして、「出荷等による売上の減」という会社が8社、23%。「受注がふえた」という会社が3社、8%。残り6社は無回答でございました。また、業種別には分析しておりま

せんけれども、福崎町の場合は同じ業種の企業でも、状況感や震災の影響によりましても違っているようでございます。

それから、求人情報につきましては、福崎町の工業団地内の企業で5月以降にハローワークや求人ニュースなどにより募集をしている企業が6社ありまして、正社員につきましても14人、準社員につきましても3人となっている状況でございます。その他にも工業団地外の企業や店舗につきましても、正社員を34人、募集を行っている状況でございます。

石野光市議員 特に商工会からの情報というようなものはなかったでしょうか。

産業課長 商工会等からの情報は受けておりませんが、やはり商工会の中でも、この影響によりまして打撃を受けておられる方、それから逆に、受注がふえたというようなお話を聞いているところでございます。

石野光市議員 町内でもいわゆるそうした中小商工業の皆さんを初め、工業団地、企業団地の状況についても十分な情報、状況の把握に努めていただきたいと思いますと考えております。本当に大きな震災で、全国的に大きな打撃を受けて、復興に向けてさまざまな知恵を集めて取り組んでいかなければならない時期だと思っております。

各方面の一層のご精励をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、石野光市君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、4番目の通告者は、志水正幸君であります。

1. 福崎町東部工業団地の積極的な企業誘致について

2. 公共施設のトイレの改修について

3. 地域主権3法の施行について

以上、志水議員どうぞ。

志水正幸議員 議席番号5番、志水正幸でございます。議長の許可を得て、通告しております3項目について、一般質問をさせていただきます。

まず、1項目目の質問でございますが、東部工業団地についてであります。

日本経済は3年前のリーマン・ショックから経済が回復基調に入ったところ、3月11日の東日本大震災により、経済も一変してまいりました。本町の企業にあっても、今回の震災の影響で自動車部品の調達などの影響を受けているとのことでございます。午前中の質問にもありましたように、工業団地でも「影響なし」が5社、「影響あり」が13社との回答でございました。また、福島での原子力発電所における津波被害により、原子力発電の存在すら危うい状態の中で、今後の熱源を太陽光や風水力を初めとした自然エネルギーから得るためのシフト変更も重要な課題として検討されるものと思っております。特に兵庫の企業は、これらの技術や商品に強みを持つ企業が多いと聞いております。また、東日本の被災地の復興を一日も早く願っておるものですが、今後、関西の企業もそれらのすぐれた技術を生かしながら、積極的に企業展開が図られるものと思っております。また一方では、拠点を関東から関西に移転する企業がふえることも予想されております。

そこで、本町の工業団地は、中国自動車道と播但連絡道路の結節点として極めて交通の高い利便地でありながら、東部工業団地については12区画中、企業の

未進出用地が4区画残っているとの、午前中の答弁でございました。東部工業団地に企業が進出しない原因を町としてどう認識されているのか、お尋ねいたします。

産業課長 東部工業団地に企業が進出しにくいということにつきましては、福崎町東部工業団地の現在残っている4区画でありますけれども、小さい1区画につきましては、現在も問い合わせがあるように聞いております。残りの3区画につきましても、過去に立地の話が進んでいた経緯もございます。西部の工業団地と違って工業用水がなく上水のみであるため、用水の利用度の大きい企業が進出しにくいというような状況にあると認識しております。

志水正幸議員 4区画のうち、現在1区画については問い合わせ中であると。少し明るい希望がありますが、残りの3区画につきましては、過去にはそういった立地の問い合わせ等の話があったようでございますけれども、今お尋ねいたしますと、工業用水がなく上水を使用しているために、なかなか水道料金の絡みもあって難しいとのこと。そこで、じゃあ西部の工業団地あるいは企業団地のように、東部工業団地についても工業用水を引くとなれば、また多大な経費もかかると思いますけれども、費用対効果などをよく試算していただいて、どの程度の効果が期待できるのか、担当課長としてはそのあたりどのようにお考えでしょうか。

産業課長 工業用水があった場合にはどうかというようなことかと思っておりますけれども、工業用水があった場合におきましても、進出企業によっては多少なりでも状況が変わってこようかと思っております。雇用という面につきましては今言いましたように、当然、誘致する企業によって変わってきますけれども、町内の企業の1社平均で約90人の雇用ということになります。そういった中で、4区画ですと約360人というような雇用が創出できるのではないかと考えております。

志水正幸議員 やはり上水の絡みがあって進出がなかなか難しいとなれば、できるだけ水を多く使わないような企業、そのあたりを重点的に誘致することは考えられないのでしょうか。お尋ねいたします。

産業課長 当然、現在そういった企業を主に誘致の対象として進めておりますけれども、やはり相手があることですので、そういった企業を待っているという状況でございます。

志水正幸議員 それと東部工業団地に企業が誘致されれば、先ほどの答弁では、従業員の雇用確保という、町民の方々の就労の機会をふやす非常にいい機会にはなるんですが、1社当たり平均で大体90人ぐらいと。4区画、仮に4社張りつけば360人と。それに加えて、その4区画に企業が進出されたとすれば、大ざっぱで結構なんですが、大体1社当たり、1区画当たり、いわゆる法人町民税等の税の増収はどれぐらい見込めるのでしょうか。

税務課長 東部工業団地の件ですけれども、現在7社が進出してきております。固定資産税、法人町民税の平均をとりますと、約520万円ぐらいになると思います。

志水正幸議員 平均で1社当たり520万円、4社で4,000万円強。22年度の本町の法人税、いわゆる法人町民税とか、あるいは固定資産税を見ますと、確か7億4,000万円ぐらいだと思っておりますが、それには間違いございませんか。

税務課長 22年度の工業団地における金額は、今言われたとおりでございます。

志水正幸議員 そうしますと、かなりの金額の税収が期待できるわけですね。それと私、それに加えて、従業員の町民税も当然ふえることになりまして、またそういった従業員の方々が町内で消費活動をされることによる増収等も十分考えることができますので、企業立地のメリットというのは非常に大きいものがあると思っております。できるだけ、今後の企業誘致に力を入れていただきたいと思います。

例えば、他都市がされていますように誘致の企業に対して特例措置を講じて誘致の促進を図ると。何らかの利益誘導をすべきでないかと思えます。例えば、企業進出のために低金利の融資の貸し付けをすとか、あるいは固定資産税を5年間程度減免措置すとか、また、町内の住民を雇用すれば雇用促進の奨励金を出すとか、何らかの形で誘致交渉をすとか。さらには、じっと待っておってもなかなか企業誘致というのは促進しませんので、担当職員を置いて、そういった利益誘導をしながら積極的な企業誘致をすればどうかと思えますけれども。そのあたりの考え方をお尋ねいたします。

産業課長 優遇制度につきましては、午前中の牛尾議員の質問でも回答させていただきましたけれども、既存の立地企業との公平性等から、これまでも優遇制度は設けておりませんでしたし、今後につきましても設ける用意はございません。

また、誘致交渉等を行う職員の配置ということでございますけれども、福崎町東部工業団地につきましては民間開発でもあり、事業主体の株式会社阪神住建が誘致活動を行っております。町におきましては、そういった工業団地の案内や法手続の相談は受けておりますけれども、町職員が価格等の交渉をすることはできないため、職員の配置等は考えておりません。

それからまた誘致につきましては、ひょうご産業活性化センターや関西電力におきます企業進出の担当の方の協力も得ながら進めていくところでございます。しかしながら、東日本大震災によります節電の関係もあり、現在は難しい状況になっているところでございます。

志水正幸議員 特例措置については、従来からの工業団地の既成の会社との関係で公平性を欠くから問題であると。それはそうかもわかりませんが、やはり今の時代、かなり年数がたってきておりますので当然、施策の見直し等があってもいいんじゃないかと私は思いますし、この公平性については、もちろん民間開発で阪神住建が実施主体ということは十分理解しておりますが、先ほども申しましたような多くの利点もありますので、町としても相談業務のみならず、もう少し積極的な企業誘致を展開してもいいんじゃないかと思えますが、改めてその考え方をお尋ねいたします。

産業課長 優遇制度につきましては、今、議員さんも言われましたように、他市町では行っているところでございます。兵庫県におきましても、民間開発の開発団地であっても県の条例等による融資や助成制度の対象になっているところもございすけれども、福崎町東部工業団地につきましては、対象団地になっていないというのが現状でございます。

志水正幸議員 それら他都市の実例等もよく検討していただいて、できるだけ効果のあるような形でお願いしたいと思います。

それでは2項目めの、公共施設のトイレについて質問をさせていただきます。

公共施設のトイレにつきましては、子どもから大人、乳児から高齢者、また体が不自由な方や、けがをされている方など、多くの方が利用されるものでございます。したがって、私はトイレこそユニバーサルデザイン、いわゆるすべての人のためといった考え方が重要であると思っております。加えて、皆さん方が観光地へ旅行されたときに、その観光地のトイレが汚れていたという経験はあろうかと思えますが、私は幾ら金をかけた立派な施設であったとしても、トイレが汚れていたりいたしますと、余りその都市の印象はよくありません。少々古くても利用者の視点で、内部が広くて、手すりがあり、また、おむつの交換台などが設置されて、清掃もきちっとされている。そういったトイレにつきましては、便座に座っていても気持ちが良いものと思われませんか。

そこで、トイレについてのお尋ねをさせていただきます。

本町の公共施設のトイレで和式のみのところは、どのような施設で、どれくらいあるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

総務課長 産業課管理の施設では春日ふれあい会館、キャンプ場、グラウンド、七種山門トイレがあります。社会教育施設では、第2グラウンド屋外トイレ、歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館があります。また、ふれあい広場など、公園に設置のトイレにも該当がございます。

志水正幸議員 和式のトイレと洋式のトイレとが併設されている箇所もかなりあるかと思うんですが、今お聞きしますと、かなりまだ和式のトイレがあるようでございます。昔はどの家庭でも和式のトイレでありましたが、近年、一般の家庭でも洋式トイレが普及いたしております。また最近、第1グラウンド、いわゆる辻川山のふもとのトイレが移転新築されました。立派なトイレになってございます。このトイレを見ますと、障がい者トイレのほかに、女子用のトイレは和式の便器と洋式の便器が備えつけられております。ですが男子用のトイレはなぜか和式の便器のみでございます。先般、高齢の男性の方ですが、「トイレがきれいになったけど残念や」「年がいくとな、座ったり立ったりするのがつらいんや」と言われていました。なぜ男子のトイレは和式トイレのみなのか、お尋ねをいたします。

社会教育課長 男子トイレを和式にするかどうかにつきましては、もともと大便器が1カ所のみであったため、設置時におきまして十分検討いたしました。第1グラウンドにつきましては常駐する管理人がおりませんので、いたずらなどを防ぎ、トイレを常に清潔に保つことが非常に難しいということが考えられまして、そういった中で、和式の場合は少しの汚れや破損にも対応できるのではないかと。また洋式便器は直接肌に接しますが、女性と違い、男性は便座をふくようなものを携帯していない場合が非常に多く、利用に抵抗があるという方もたくさんいらっしゃるのではないかと。もう1点は今、障がい者トイレと言いましたが、そこは多目的トイレというような考え方もありまして、車いすの利用の方、また幼児用のいすなども設置しておりまして、だれでも利用できたらというところで、どうしても洋式を使いたいといわれる方は、そちらを使っただけならという思いで、和式に決定させていただきました。

志水正幸議員 今の答弁は洋式、障がい者のトイレがあっって、そのトイレを使用できると。あるいは多目的トイレとして使用すると。このような答弁でなかったかなと思いますが、それでは公共施設の障がい者トイレ、いわゆる車いすの方々等が利用されるトイレについては、健常者も利用することを前提として、他の公共施設では和式と洋式と両方があるトイレもありますが、すべて前提として、兼用するという考え方なんでしょうかね。その辺からお尋ねします。

社会教育課長 一応、社会教育施設におきましては通常、障がい者の専用トイレという考え方ではありません。当然、障がい者優先のトイレには間違いありませんが、実際に使用される場合は、だれでも使っただけのほうがいいのかとは考えております。

志水正幸議員 あくまで障がい者、車いすのマークを壁にも貼ってございますので、専用トイレじゃなくって、障がい者の方々優先的に使用するトイレだと思うんですね。駐車場にしても同じだと思うんです。障がい者マークの駐車場については、障がい者の方々優先して使うものです。同じように、この障がい者用トイレについては健常者も一緒に利用することを前提として整備されている点については、私は本当にこの考え方でいいのかどうか、ちょっと疑問に思います。

もう1点、多目的トイレという答弁がございました。皆さんご存じのあのトイレ、見ていただいたら洋式の便器があっって、子どもが座るいすがあるんでしょ

かね。私は、多目的トイレというのはもっともっと内部が広くて、ベビーシートとか、あるいはオストメイト、いわゆる人工肛門をつけられた方々が排出処理したり、あるいはその人工肛門を洗浄したりするような装置などが整備されて、いわゆる多目的に使うような便所のことを、私は多目的トイレだと解釈しております。体の不自由な方ばかりじゃなくて、そういった多目的なトイレは、赤ちゃん連れとか、高齢者の方とか、そういう方がだれでも利用できる。今、JRなどでも「だれでもトイレ」というものがありますが、これはあくまで、そのような「だれでも利用してください」という表示もいりますが、これこそ多目的トイレだと思います。今の辻川山のふもとのトイレは、私は、障がい者、車いすのマークが添付されていますが、あくまでそういったたぐいのトイレでなかるうかと思えます。

もう1点、確かに洋式トイレは不特定の方々が利用されますので、肌が直接便器に触れることから不衛生だという人も確かにございます。そのためにいろんな施設のトイレを見ておりますと、使い捨ての便座シート、いわゆる便器の周りに紙が巻いてあったものを、用が済めば便器に流し込んでしまう、そういったシートの備えつけだとか、あるいは消毒液を置いているトイレもあります。本町の施設でも、野外活動センターとかエルデホールなど、和式と洋式のトイレもたくさんございます。じゃあ今後、新たにトイレを整備される場合は、先ほどの第1グラウンドのようなトイレに方針転換されるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

社会教育課長 特に第1グラウンドのトイレにおきましては、管理人が常駐いたしておりません。施設によって、管理人がおりましたら常時そういった状況を見守ることができるのですが、管理人がいない関係上、また以前の第1グラウンドのトイレはいたずらも何回かありまして、便座シートを置くのも1つの案ですが、なくされたり、いろんないたずらも考えられます。そういったところで洋式便座につきましては、これまで第1グラウンドの男子トイレが2カ所ありましたら、1カ所は当然、洋式便座にする予定ではおりましたが、1カ所しかなかったためにこういう形でしております。今後は当然、全体の方向としましては、洋式便座をつけていくという方向には変わりはないとは思っております。

志水正幸議員 前のトイレが1カ所しかなかったから今度も1カ所。当然、この駐車場のところに場所を変えて、広い駐車場の中に新しい立派なトイレを整備されていますので、前のトイレが1カ所だったから和式のみ1カ所というのは、ちょっとどうも理解しがたい。むしろ、第1グラウンド周辺の利用者のニーズを調査された結果、やはり洋式よりも和式のほうが希望者が多いとか、何かそういうような調査をされた上で変更になったのなら、若干理解もできるんですけども。改めて、1カ所しかなかったから2カ所にするときにはもう一度真剣に検討すべきではないかと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

町長 当然その考え方が正しいと思います。一番使いやすいようにしていくということですから、今聞いて、私も改めてそういう意味では二つつくっておくべきだったかなと反省いたします。したがってこれから、トイレというのは文化でありますし、衛生面の中心でありますから、トイレというのはきちっとしておいたほうがいいと思います。

ただ、先ほどの固定資産税でありますとか、償却資産税のことでもありましたけども、時代とともに考え方というのはすごく変化をするなあとというふうに思いました。というのは、もちむぎのやかた駐車場につくるときに、あそこはもっともっと立派なトイレの設計をしたんですけども、それがもったいなさ過ぎるって、随分今のような状況にまで引き下げられたという時代です。10年前は

そうだったんですね。しかし今、志水議員の質問にありますように、時代とともに変化すると。我々もその変化についていくということが非常に大事だなと思っております。

志水正幸議員 今後、トイレを整備される場合につきましては、できるだけ利用者の実態に応じて、その施設が観光施設なのか、子どもが利用する施設なのか、高齢者が多く利用される施設なのか、そういった利用実態を把握されて、今、町長がそう言われましたように、できるだけ利用しやすいトイレにしていただければと、このようにお願いをしておきます。

最後にもう1点だけ。トイレのことばかりでくどいようですが、障がい者トイレについて若干、気になることがございますので、お尋ねいたします。

本町の公共施設にもたくさん障がい者、車いすのマークの設置されているトイレがございます。二、三ちょっと見ておきますと、どうしても車いすで入る場合には入り口のドアが狭い。これJISの規格があって、80センチ以上ないといけないとか何かあるかと思うんですが、ちょっと狭い、また段差がある、アプローチが急で上がりにくい、そういった施設はあるのでしょうか、ないのでしょうか。もしあるとすれば、いま一度障がい者トイレを点検していただいて、何らかの応急措置を施していただきたいと思うんですが、そのあたりについての考えをお尋ねいたします。

まちづくり課長 河川公園にトイレを設置しているんですが、場所が河川ということで、なかなか便槽の埋め込みがしにくいということもありまして、スロープになっております。障がい者の方も利用できるようになっておりますが、今、ご指摘のスロープ、それからやはり狭い、使い勝手も若干悪いということでもありますし、またこのトイレにつきましては老朽化も進んでおりますので、今後、利用者の利便さ、また広さ、機能など、なるべく使いやすいようにするために考えていきたいと思っております。

志水正幸議員 次の質問で市川の河川敷のトイレを言おうと思っていたのに先に答弁していただきまして。確かに、河川敷という場所の問題があって下水ともつながることができない。したがって、簡易トイレを置かざるを得ない。タンクがむき出しになっていますから、その分だけ高くなってスロープの勾配がきつくなる。それと老朽化が進んでいますので、次の買いかえのときには便器分はできたら地下に埋めたい。そうすることによって車いすももっと容易に入れると思いますので、それは一つお願いしておきます。

次に、3項目めの地域主権3法の施行について、質問いたします。

このたび、国と地方の新たな関係を築く地域主権改革の関連法案が、やっと三つの法律で施行、公布されました。

一つは国と地方の協議の場に関する法律。二つは第1次一括法。これは地域の自主性とか自立性を高めるための改革を進めるための法律の整備。三つは地方自治法の一部を改正する法律と、この三つの法律でございます。

これは、分権社会の実現に向けて私は大きな一歩を踏み出したものと思っております。従来、国の中央集権から脱却する第一歩と、大げさに言えばそうかもわかりませんが、まず一番の目玉。地方のことは地方で決めるという、新しい国と地方の関係を築くものだとして理解しております。そのための国と地方の協議の場の実現であろうと考えています。その会議の出席者は、全国知事会を初め、全国町村会、あるいは全国町村議会議長会などの地方六団体の代表が、国の官房長官らと自治に係る政策を対等に協議することとなりました。きょうの神戸新聞を見ておきますと、その第1回目の初会合が6月13日に総理官邸で開かれました。初

回から白熱したとの記事が書かれております。テーマは社会保障と税の一体改革。地方六団体は、地方の財源を安定的に確保することを強い主張で臨んだと、そういった内容の記事でございました。

従来、子ども手当のように地方が窓口事務を担う政策であっても、国が一方的に押しつけてきました。地方財政法第13条を見てみますと、国は新たに事務を地方に負わせる場合、国がそれに要する財源措置を講じなければならないと規定されているにもかかわらず、やはりいろんな事務はそれぞれの地方に押しつけてきております。国は「地方交付税で措置してます」と多分言われると思いますが、十分であったかどうかは疑問に思います。

また、全国一律であった公営住宅、あるいは道路の整備基準、幼稚園や保育所の整備基準、運営基準。そういったものもこれからは地方の実状にあったように地方の条例で定めることが可能となります。

そこでお尋ねいたします。新たに設置される国と地方の協議の場は、上下関係でなく対等に協議し、本当に地方の声を反映させる協議の場となるのか。地方といっても都道府県や財政規模の異なる数多くの市町村の意見をまとめることは、そう簡単ではないと思います。特に本町のように小さな自治体の意見は組み入れてくれるのかどうか、疑問にさえ思います。

また現行の地方自治法でも、国は本来果たすべき役割を担うほか、住民に身近な行政はできるだけ地方にゆだねることを基本として、地方の自主性と自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと規定されています。現実はどうでしょうか。本当に国と地方は対等になり、地方のことは地方で決めるという分権社会の実現になるとお考えなのかどうか、副町長の考えをお尋ねいたします。

副町長 地方が国と対等となり、地方のことは地方で決めるというような、分権社会という事柄であります。ご承知のように、地方分権一括法の施行から国と地方は対等だと認識が示されておりますが、先ほど議員のご質問にもありましたように、同じ地方でも都道府県と市町村では立場が違っていると思っております。地域主権改革関連3法案が成立した過程におきまして、附帯決議が採択されました。「地方の財源を確保すること」、「地方の裁量を発揮できるよう配慮すること」、「政策決定に地方の参画機会を確保すること」ととどまっております。危惧される、社会保障等の住民自治を拡充させる視点になっていないと言われております。国が責任を持つべき福祉、社会保障、教育等は、財源を含め具体的に示されてはおりません。

議員ご指摘のように、地方自治の基本原則は憲法第92条にうたわれておりまして、第94条では法律の範囲内となっております。その根幹をなす法律とは、もう言われるまでもなく、地方自治法であります。しかし、国と地方の協議の場ができ、意見を主張できるとはいえ、法及び予算は国権の最高機関である国会で決められてまいります。したがって、国と地方が本当に対等となり得るのか疑問にも思いますし、今回の協議の推移を見守っていきたいと思っております。

志水正幸議員 本当に副町長言われるとおりに、疑問な点も多々あるかと思いますが、今後多分現状どおりに、国あるいは県への要望活動は継続せざるを得ないものと思います。地方行政のあり方というのが問われていることに鑑み、私はちょっと視点を変えて、近隣の自治体と広域的に取り組むことも今後の行政運営のあり方としては検討すべきではないかと思っております。今後、国と地方の関係、縦軸のその新たな取り組みが、対等な取り組みと言われておりますけれども、そういったことが実現する一方、やはりその機能を最大限に発揮するためには、各自治体の横軸の機能をもっと高める必要があるかと思っております。例えば、神崎郡3町が

それぞれの特徴と個性を分担しながら、3町の将来ビジョンをたてて、広域的に今回の地域協議を通じて取り組んではどうかと。福崎町、あるいは神崎郡はもう既に広域行政としてし尿、ごみ、火葬業務、消費者相談、公平委員会、介護認定等、広域的に取り組まれていることについては十分評価をしておりますが、それ以外でも、例えば道路の改良一つをとってみても、市境、いわゆる隣の町までは立派な道が来た。町内のほうはまだ未整備である、あるいはその逆がある。そういった1本の道路であったとしても、市町村間の区域を異にして整備に差がある。また、救急医療の問題についても、本町のみで考えるには非常に財政難の問題もいろいろ出てまいりますから、そういった場合は3町で検討するとか、いろんな面で広域的にこれから取り組むべき必要が出て来ようかと思っておりますので、今回のそういった法律の改正を契機に、横との協調あるいは協力関係というものを十分機能させる必要があるかと思っておりますが、最後にもう一度副町長の考えをお尋ねいたします。

副町長 議員ご指摘の3町のビジョン構想というんでしょうか、広域行政の取り組みにつきましては、協議会を設けなければならないと思っております。ご承知のように、他の広域行政と同様に、圏域の目的、圏域の基本構想、基本計画を策定するわけでありましたが、公の構想とするならば協議会自体に規約を設けまして、各町の議決を得た、広域協議会にする必要があります。機関の共同設置でありますとか一部事務組合、広域連合と同様の手続が必要となってまいります。現在、3町におきまして、緊急な課題はないわけでありましてけれども、議員ご指摘いただきました広域幹線道路でありますとか、銀の馬車道を踏まえた観光、地震災害を想定した防災、人口流出を想定した定住自立圏、また医療、介護の圏域等、検討すべき項目は多々あるかと思っております。まず、それぞれの担当部局、必要とあらば副町長会等で検討いたしまして、具体案があれば町長会に報告をいたしまして、郡町村会で協議するののも一つの方策だと思っております。

なお、市町村合併までありました、播磨中央広域行政協議会の広域総合計画の中での各町の役割が一つの参考になるのではと思っております。

町長 私は、今回の地方自治法の改正は極めて危険な方向という認識を持っているわけでありまして。それは私の冒頭報告を見ていただければ大体おわかり願えると思っておりますけれども、特に地震が発生いたしましてから、関東大震災の二の舞を走るのではないかという危険性を強く持っております。

福沢諭吉の論文に「権力の移譲」というのがありますけれども、権力というのは段々がありまして、町も一つの権力でありまして。その上に県がある。その上に国があるという、積み重なった権力がずっとあるわけなんですけれども、町は町民の皆さんに一定の権力を出す、県は町に対して権力をふるう、国はそれ以下のところに権力をふるうという形で、それぞれが上部の権力に対して一定の譲歩だとかいろいろと尽くすという、こんな状況になっているという中で、彼は、彼はと言ったら失礼ですが、福沢諭吉は平等を唱える中で、いろんな形でのそういう差別でありますとか、いろんな問題を論議しているわけでありまして、国が対等、平等と言え、今度は県が大きな権限をふるって、町と県との関係が、権力との関係でいろいろと問題が起こってくる。したがって、そこに住んでいる住民がどれほど住民の意識をしっかりと持って、自分のいのちとくらしと人権を守るかという、その意識の高揚によってのみ、自治は保たれるというふうに、私は福沢諭吉の説に賛成でありまして、そういう自治体をつくっていくことが極めて大事だと。したがって、今の自治法の改正というのは極めて危険な方向に歩みつつあるというのが私の認識であります。

志水正幸議員 今回の改正についてはまだまだ法改正されたばかりで、具体的な中身はいま一つわかりにくい点もありますが、今、町長は危険な状態であるとおっしゃいました。私も危険とまでは言いませんが、本当に国と地方が対等に、本当に協議ができるのかどうか。これについては非常に大きな疑問を持っています。国、県、市町村。いわゆる三層構造になっておりますので、国と地方が一体となったといえども、やはり何か事業をしようと思えば当然、県に対し申請行為をやって、県から国へ上げて、国から内示決定をいただいて、事業認可を受けて事業をします。このこと一つとってみても、なかなか対等というのは言いがたい面もあるかと思っておりますので、そのあたり、これから先をもう少しじっくりと見据えながら、今後の福崎町の行政というもののあり方を検討すべき時期が来ているんじゃないかと。加えて広域行政についても、ちょっと申しおくれましたけれども今、副町長言われたように、観光行政にとっても防災行政にとっても本当にこれから重要な時期が来ていると思っておりますので、広域行政のあり方についても、今後本当に真剣に調査研究していただきたいことを申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副町長 志水議員への答弁の中で、地方自治法改正の観点では町長が所感を申し述べられたとおりであります。今回の地方自治法の改正の中におきます一番大きい分野につきましては、地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止項目の中に、市町村基本構想策定義務がありました。市町村の総合計画は住民の意見が最も集約されたものとなっておりますし、その制作過程では各種団体の意見や住民参加のワークショップ、有識者の審議会、アンケートによる意向調査、最終的には議会で論議・議決を得る、自治体のまちづくりの根幹をなす、まさしく総合計画で、他の計画の上位に位置づけられておりました。今後におきましても今までと同様に、根幹をなす計画であることから条例を設けなければと思っております。現在の議決要件は基本構想のみですが、今後は条例を設けて町的意思決定として位置づけ、法改正が多い現在、問題点もあるわけでありましてけれども基本計画、機関等も条文の中には設けていくべきではないかと思っております。

こういう事柄も踏まえまして、議員の皆様方のご協力をいただき、研究をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長 本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会 4 日目の日程をすべて終了することになりました。

あすは 5 番目の通告者、吉識定和君からお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会することにいたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 4 3 分